



令和8年度税制改正大綱

中小企業者や個人事業者に関する改正案を先月号に引き続きご案内致します。

(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

中小企業者等に該当する法人（個人事業者を含む）については取得価額 30 万円未満の減価償却資産についてはその法人の選択により、取得価額をその事業年度の損金に算入することが出来ます。今回の改正により対象となる減価償却資産の取得価額を **40 万円未満に引き上げる** こととなります（所得税についても同様とします）。一事業年度 300 万円まで利用することが出来ます。

この制度は平成 15 年(2003 年)に創設され、期限を迎える都度、度々延長されてきました。今回物価高騰の影響もあり取得価額については見直すことになりました。なお限度額の 300 万円まで利用している企業は 1 割程度ようです。

この改正を受けて中小企業の投資促進税制や中小企業経営強化税制を利用する場合の工具器具備品の取得価額の要件は 30 万円以上から 40 万円以上に合わせて変更となります。

	取得価額	償却方法	限度額	償却資産
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例	30万円未満 ⇒ 40万円未満	全額損金算入	年間300万円に達するまで	対象
一括償却資産の損金算入制度	20万円未満	3年で均等償却	上限なし	対象外
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	10万円未満	全額損金算入	上限なし	対象外

(2) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について

①大企業については令和8年3月31日をもって廃止します。

②常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人（**中堅企業**）は、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行います。

イ原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行：3%以上）である場合とする。

ロ継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算する措置とする。

ハ教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止する。

③中小企業においては教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止する。

中堅企業		控除率の要件	令和6・7年度	令和8年度	
基本	雇用者全体の給与総額 (前期比)	3%以上増加	10%	4%以上増加	10%
		-	-	5%以上増加	+ 5%
		4%以上増加	+ 15%	6%以上増加	+ 15%
条件付きで 上乗せ	女性活躍・子育て支援		+ 5%		+ 5%
	教育訓練費の増加		+ 10%		廃止
合計最大			40%		35%

中小企業		控除率の要件	令和6・7年度	令和8年度	
基本	雇用者全体の給与総額 (前期比)	1.5%以上増加	15%		15%
		2.5%以上増加	+ 15%	+ 15%	
条件付きで 上乗せ	女性活躍・子育て支援		+ 5%	+ 5%	
	教育訓練費の増加		+ 10%		廃止
合計最大			45%		35%

(3) 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し（個人事業者側の納税 図1）

①適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

個人事業者で適格請求書発行事業者を登録したことにより消費税の納税義務が生じる個人事業者については改正があります。

令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとなります。

適格請求書発行事業者がその特例の適用を受けようとする場合には、これまで通り確定申告書にその旨を付記すれば利用できます。

上記の特例を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認めることになりました。

図1

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11~
	R5.10.1 インボイス制度開始						
現行	2割特例の利用可 売上税額の2割を納税する				5割特例の利用可 売上税額の5割を納税する		特例計算無し
改正案	2割特例の利用可 売上税額の2割を納税する				個人事業者のみ 売上税額の3割を納税する	売上税額の5割を納税する	

図2

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	R5.10.1 インボイス制度開始			R8.10.1			R11.10.1		
現行	8割控除可 3年間			5割控除可 3年間			特例計算無し		
改正案	8割控除可 3年間			7割控除可 2年間		R10.10.1 5割控除可 2年間	R12.10.1 3割控除可 1年間		

(注) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

②適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（仕入税額控除をする側 図2）

本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%

ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%

ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%

③一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（現行：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

(注) 上記の改正は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

(芝事務所：山本 修)